

肝炎治療費の助成について

*****肝炎治療を受けられる県民のみなさまへ*****

令和8年（2026年）4月

山口県健康福祉部健康増進課

県では、肝がんや肝硬変の予防対策の一環として、肝炎治療にかかる費用の一部を助成しています。

■ 対象者

山口県内にお住まいの公的医療保険に加入している方で、B型又はC型の慢性肝疾患（慢性肝炎、肝硬変）の診断を受け、以下の治療を受ける予定（又は治療中）の方。

初診料、再診料、検査料、入院料、薬剤料等が助成対象となります（保険適用のものに限ります）。

- ・ B型ウイルス性肝疾患の核酸アナログ製剤治療
- ・ B型ウイルス性肝疾患のインターフェロン治療（肝がんの合併のない方）
- ・ C型ウイルス性肝疾患の根治を目的とするインターフェロンフリー治療、インターフェロン治療（肝がんの合併のない方）

※以下の治療については、助成の対象となりません。

核酸アナログ製剤治療のうち、B型肝炎ウイルスの再活性化予防を目的としたもの
インターフェロン治療のうち、少量長期投与

■ 助成内容

助成対象となる治療費（保険診療分）について、窓口での負担が本助成制度で定める自己負担限度月額を超えた場合に助成を行います。自己負担限度額は、世帯の所得状況により下記のとおりとなっています。

階層区分	世帯全員の市町村民税（所得割）合計額	自己負担限度額
甲	235,000円以上	月2万円
乙	235,000円未満	月1万円

■ 助成期間

助成期間は、患者さんお一人につき原則として1年以内で、治療予定期間に即した期間となります。

- ※ C型慢性肝疾患のインターフェロン治療については、特定の条件を満たす場合に、6か月の延長や、2回目の制度利用が認められます。
- ※ B型慢性肝炎のインターフェロン治療については、2回目まで制度利用が認められます。また、特定の条件を満たす場合に、3回目の制度利用が認められます。
- ※ B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療については、更新が可能です。
- ※ インターフェロンフリー治療については、特定の条件を満たす場合に、改めて制度利用が認められます。

■ 受給者証の交付申請～助成を受けるには～

本助成制度による助成を受けるには、あらかじめ受給者証の交付申請（申請書類等は裏面参照）を行い、県の「認定協議会」の審査で認定されることが必要です。治療中の方、これから治療を受けられる予定の方は、主治医とよく相談の上、必要書類を揃えて、申請窓口である、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）へ申請してください。申請書を提出されてから、受給者証が手元に届くまでには1～2か月を要します（審査が保留となった場合は、さらに時間を要します）。

※ 申請書類は郵送で提出できます。ただし、書類に不備があった場合、手続きに時間を要する場合があります。お急ぎの場合は、窓口を持参されることをお勧めします。

- ・ 書類の記載内容の確認等のため、提出先窓口の担当者から電話をすることがあります。つながりやすい電話番号（携帯電話等）を申請書等に記載されるよう、お願いします。

ウラ面もご覧下さい。

※「認定協議会」で申請が認定された場合、受給者証の有効期間は次のとおりです。

- ・ 必要な書類をすべて揃えた申請書を健康福祉センターが受理した日（郵送の場合、消印日）が属する月の初日から1年以内で治療予定期間に即した期間
- ・ 上記の日の翌月以降に治療開始を予定されている場合に限り、診断書の「治療予定期間」に記載された開始月の初日から1年以内で治療予定期間に即した期間

肝炎治療受給者証交付申請について

（必要書類）

- ① 肝炎治療受給者証交付申請書（治療ごとに所定の様式）
- ② 世帯員調査書兼同意書（任意）

※当該同意書によりマイナンバーを提供いただける方については、マイナンバーとの情報連携により、必要な事項が確認できる場合は、⑤及び⑥を省略できます。

- ③ 医師の診断書等（治療ごとに所定の様式）

（核酸アナログ製剤治療の更新の申請においては、医師の診断書の代わりに、検査結果と治療内容がわかる資料の提出による申請も可能です。詳しい内容については、受給者証の有効期間満了日の約3か月前に該当の方に送付する更新手続きのお知らせをご覧ください。）

- ④ 世帯員全員が記載されている住民票の写し（市町役場で発行されたもの。コピーは不可）
- ⑤ 世帯員全員の市町民税課税年額を証明する書類（市町役場で発行されたもの。コピーは不可）
- ⑥ 申請者の氏名が記載された次のアイウのうち1つを添付（又は申請窓口にご持参ください）

ア マイナポータルからダウンロードした資格情報を印刷したもの

イ 資格情報のお知らせ⑤ ウ 資格確認書⑥

上記の書類を揃えて、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）に提出してください。

※ また、同一の世帯に属する方（配偶者を除く）について、特定の条件を満たす場合には、市町民税の合算対象から除外することが可能です。この場合は、別途申請書・添付書類が必要となりますので、もよりの健康福祉センター（下関市の場合は、下関市立下関保健所）にお問い合わせください。

●交付申請等に必要の様式を県ウェブサイト(肝炎治療費助成制度について)に掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/19179.html>

■ お問い合わせ窓口、提出先

名 称	住 所	電話番号	管轄市町
下 関 市 立 下 関 保 健 所 健 康 推 進 課	〒750-8521 下関市南部町1-1	083-231-1935	下関市
岩 国 健 康 福 祉 セ ン タ ー (岩 国 環 境 保 健 所)	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1523	岩国市・和木町
柳 井 健 康 福 祉 セ ン タ ー (柳 井 環 境 保 健 所)	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	0820-22-3631	柳井市・周防大島町・ 上関町・田布施町・平生町
周 南 健 康 福 祉 セ ン タ ー (周 南 環 境 保 健 所)	〒745-0004 周南市毛利町2-38	0834-33-6425	下松市・光市・周南市
山 口 健 康 福 祉 セ ン タ ー (山 口 環 境 保 健 所)	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2531	山口市
山 口 健 康 福 祉 セ ン タ ー 防 府 保 健 所	〒747-8501 防府市寿町7-1	0835-22-3740	防府市
宇 部 健 康 福 祉 セ ン タ ー (宇 部 環 境 保 健 所)	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	0836-31-3202	宇部市・美祢市・ 山陽小野田市
長 門 健 康 福 祉 セ ン タ ー (長 門 環 境 保 健 所)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811	長門市
萩 健 康 福 祉 セ ン タ ー (萩 環 境 保 健 所)	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2669	萩市・阿武町
山 口 県 健 康 増 進 課 健 康 づ く り 班	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2950	(お問い合わせのみ)